

私的独占の禁止及び公正取引法の確保に関する法律（独禁法）はとっつきにくい法律といわ

れる。同じ法律家からも「これは法律なのか。政策ではないのか」と言われることもある。独禁法の理解を難しくしている理由は複数あるが、私としては以下の二つが大きいと考える。まず、①書籍で探り当てた断片的な知識では事案が解決できず、一つの事案の解決に「一定の取引分野」「行為要件」「弊害要件」といった法律全体の理解が常に必要な点が大きなハードルである。さらに、②市場シェアのみならず、商品の性質、取引・契約の状況から、隣接市場・輸入圧力までさまざまな状況を勘案して法律を適用するため、同じ法律を適用しているのになぜ結論がまちまちになるのかということが理解しがたいということも大きいように思われる。

このような独禁法のとっつきにくさを乗り越える一つの方法としては、一つの事案を徹底的に考え抜くということではないかと考えている。私自身、公正取引委員会（公取委）での勤務の機会を得た時点では、到底独禁法の専門家といえ

るような知識経験は有していなかった。しかし、勤務期間中に担当したいくつかの経験、中でも標準必須特許のライセンスという極めて専門性の高い案件の審査を担当し、一日中、一年中同じ案件を悩み続けて事案に没頭した結果、弁護士業務復帰後、多くの独禁法案件で、以前にはみえなかった答えの道筋がみえるようになった気がしている（気のせいかもしれないが）。

もちろん、読者の多くは独禁法の専門家を目指しているわけではなれないと思われるところ、独禁法の多数の論点について一日中悩み続けることはできないだろう。しかし、書籍の中には具体的な事案について考える素材となってくれるものがいくつかある。そこで、オーソドックスな書籍の紹介は、実務競争法研究会における仲間である斎藤・藪内両氏の稿に委ね、本稿では、事例を考える経験の素材になる書籍などを紹介することにした。

—— 事案分析力を身に付けるためのベーシックな書籍 ——

編 金井貴嗣・泉水文雄・武田邦宣



独禁法の事案分析力を身に付けるために役立つ書籍たち

池田 毅 弁護士・ニューヨーク州弁護士・カリフォルニア州弁護士

『経済法判例・審決百選（第二版）』

① 定番ではあるが主要な事案を概観するには依然として最も適している。事案の説明が不十分であったり、解説のスタンスが執筆者によってバラバラであるなどの批判も聞かれるところであるが、すべての主要事案について公取委の審決や裁判所の判決全文を読むべき、という正論を掲げてでも挫折することとは必至と思われる。まずは『百選』でとっかかりをつかんだ上で、判決等の原文にあたったり、他の書籍・評釈を研究するというのがスムーズと思われる。他方で、執筆には著名な研究者に加え、実務の最前線で活躍する実務家も多数含まれており、『百選』自体から学ぶべきところも多い。

白石忠志著

『独禁法事例集』

② 卓越した着眼点で独禁法学界をリードする白石忠志東京大学教授による「ひとり判例百選」ともいえるべき事例解説集である。各事案のエッセンスと他の評釈等ではあまりみられない鋭い切り口からの分析がなされている。白石先生の

考え方については、異端とか独自説といわれることもあり、その著作にも他説を意識した記述がなされることは多いが、単に他の研究者や実務家が気付いていない本質的な視点を提示していると捉えるべきであろう。独禁法の分析力を付けるためには、「〇〇説が正しい」とか「公取委の考え方を踏襲するのが無難」などと学説を比較する前に、複雑な事案にどのような角度から切り込んでいくかについての「引き出し」を数多く持つておくことが極めて重要である。その意味で本書は、どのような学説・見解に立つたかにかかわらず、分析力を高めるための最高のツールであるといえる。

白石忠志監修、池田毅・藪内俊輔・秋葉健志・松田世理奈・実務競争法研究会編著

『全訂版 ビジネスを促進する独禁法の道標』

長澤哲也著

『独禁法務の実践知』

③ ④ 手前味噌で恐縮だが筆者が編著に参与した『道標』と、筆者が弁護士駆け出しのころの所属事務所での尊敬する兄弁の単著を並べて挙

げさせていただいた。基本書や『百選』などで独禁法を学習すると、その検討対象の大半は公取委が摘発し、あるいは裁判所が独禁法違反を認定した違反事例である。そのため、独禁法の学習を始めた当初は、ビジネスにおけるあらゆる制限が独禁法違反にみえてしまい、過度に保守的に考えてしまいがちになる。

日常的な独禁法実務で最も必要とされる素養は独禁法違反のボーダーラインを見極める点にある(ここでいう「ボーダーライン」の位置は、同じ独禁法上の条項についても、場面や文脈によって異なり得るのだが、本稿では紙幅の都合上省略する)。真の意味でのボーダーラインは、実務家として、複数の同業他社の事例や異なる業界との比較などを通してようやくみてくるものであるが、ここで挙げた二冊は、そのような実務家の思考過程を相当程度再現したものと見える。両書とも、日ごろから企業にアドバイスをする立場にある弁護士によって執筆されたものであり、日常的に問題となる独禁法上の論点について、独禁法上の考え方をできる限り明確にすること

で、ビジネスが萎縮しないようにすることの一助となるものである。

同じような問題を抱えていると思われる事案であっても、法的な論点こそ同じでも、市場シェア・商品役務の特性・顧客からの競争圧力の状況など、あらゆる状況を考慮に入れて判断されるものであるため、実務で問題となるケースのすべてがこれらの書籍によって直接的に解決できるわけではない。しかしながら、ビジネスにおける独禁法の論点を見落とさずに拾い上げ、かつ、過度に保守的な見解でビジネスを萎縮させないという独禁法初学者にとっての「二つのゴール」の実現のためにこの二冊は強力な武器となる。

さらに深めたい方のための応用書

大久保直樹・伊永大輔・滝澤紗矢子編著

『ケーススタディ経済法』

5

冒頭で述べたとおり、独禁法の基本概念を自分のものとして咀嚼し、使いこなせるようにするためには、事案を徹底的に考え抜くことが大切であり、その題材としては、実際の過去事例がベストと考

いけだ・つよし

池田・染谷法律事務所 代表パートナー弁護士。2002年京都大学法学部卒業。2003年弁護士登録。2005～2007年公正取引委員会審査局勤務。2008年カリフォルニア大学バークレー校修了(LL.M.)。2008～2009年カークランド&エリス法律事務所(シカゴ)勤務。2009～2018年森・濱田松本法律事務所。2018年10月に独禁法・消費者法を中心取扱分野とする池田・染谷法律事務所を設立。日本経済新聞2022年「今年活躍した弁護士ランキング」(独禁・競争法分野)総合第2位/企業票第3位。



える。もともと、現実の事案は独禁法の論点の理解のためには審判決が大部にすぎたり、特殊な業界のために事案の細部までを理解するのが困難であったりすることもある。この点、「事例を考える」経験を積む上では、独禁法の検討のためだけに作成された短めの「事例」は、過去事例での検討を補充するものとして、格好の題材となる。この観点からは、司法試験における経済法の過去問が最有力となるが、司法試験問題は、出題者による詳細な解説が公表されないことがネックである。それに対して、本書は、短めの設例が多数掲載されていることに加え、実務に通じた研究者と実務家が、司法試験対策だけではなく、実務に役立つ観点からの解説を行っている。ここでも、すぐに解説をみてしまうのではなく、短い設例といえども徹底的に考え抜いた上で、解説も批判的な視点で検討することが大切であり、そのような経験をを通して、独禁法の基本概念が使いこなせるようになったという実感を持つことが目標になる。

岡田羊祐・川濱昇・林秀弥編
『独禁法審判決の法と経済学―事例で読み解く日本の競争政策―』

6

独禁法の少なくとも一部は経済学、中でもミクロ経済学とその応用分野である産業組織論の考え方をベースにしている。そのため、独禁法の基本書の中には経済学の説明を取り入れたり、独禁法のセミナー等でも経済学の論文や学説に言及されることも少なくない。

本書は、全訂前の書籍である『独占禁止法の経済学―審判決の事例分析』(岡田羊祐・林秀弥編、東京大学出版会、二〇〇九年)と並んで、独禁法の主要事案を法学・経済学の二面から分析しようとする意欲作である。ここで用いられている経済学の考え方や数式の中には最先端のものも含まれ、経済学を専門にしている者にとってもおおよそ理解困難かもしれない。とはいえ、実際の事案に対する経済学の活用を目の当たりにすると、基本書等における無味乾燥に思える説明もまったく違って見えるようになり、独禁法の理解が大きく進むかもしれない。